（個人の資金需要者等に関する情報の漏えい等の報告）

第十条の二の二　貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を管轄財務局長又は都道府県知事に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

（業務規程の記載事項）

第三十条の八　法第四十一条の二十第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～六　略］

七　個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項に規定する開示等の請求等に係る措置に関する事項

八　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［条を加える。］

（業務規程の記載事項）

第三十条の八　［同上］

［一～六　同上］

七　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十二条第一項に規定する開示等の求めに係る措置に関する事項

八　［同上］

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（個人顧客情報の漏えい等の報告） **第四十六条の二**　信用協同組合等は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。 （個人利用者情報の漏えい等の報告） **第百十条の二十八の二**　信用協同組合電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等代行業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。	［条を加える。］ ［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。